

後期授業料の減免申請について(4年生～専攻科2年生)

このことについて、授業料減免を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で申し込んでください。なお、期限を過ぎての申込みはできませんので注意してください。

記

書類受取期限 令和3年 9月28日(火)

書類提出期限 令和3年10月 1日(金) 17時 ※書類受取後の必要書類提出期限

対象者 次のいずれかに該当する者

高等教育の修学
支援新制度による
授業料減免

①これから、日本学生支援機構給付奨学金 在学採用申込をする者

②専攻科1年生以上の学生で、修学支援新制度による授業料等の減免の対象外となる者又は、新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる者

③授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者が死亡した者又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者

④授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった者

⑤学資負担者が、新型コロナウイルス感染症の影響で、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給している者、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっている者

国立高専機構
における授業
料免除制度

その他

- ・ 書類提出者からは、結果が確定するまで授業料の引落を行いません。
- ・ 日本学生支援機構 給付奨学金の募集案内は、9月予定です。

以上